

# 放課後等デイサービスの対象範囲の拡大について

(第3回資料の内容の再掲)

## 【現状】

- 放課後等デイサービスは、①学校教育法第一条に規定する学校(幼稚園及び大学を除く。)に就学している、②障害児(原則18歳未満)に対して、③授業の終了後又は(学校の)休業日に行う支援である。
- 平成30年の地方分権提案により、「専修学校に通う児童においても、放課後等デイサービスを受けることを可能とする」ことが提案され、これまで、障害者部会及び障害福祉サービス等報酬改定検討チーム(※1)において、放課後等デイサービスの対象を専修学校(学校教育法第二百二十四条)や各種学校(同法第三百三十四条)に就学している障害児まで拡大することの是非を検討してきたが、前述のような放課後等デイサービスのそもそもの役割等を議論した上で検討すべきとされた。

(※1)令和2年10月5日の障害福祉サービス等報酬改定検討チームにおいて、【論点】として、

- ・ 学校教育法第1条に規定する「学校」に在籍するか、専修学校又は各種学校に在籍するかによって、障害のある児童への療育の必要性は変わりないと考えられるのではないか。
- ・ 一方で、放課後等デイサービスは、総合的な教育を行う機関としての学校と連携し、学校教育と相まって障害児の自立を促進するものとして位置付けられてきた点も考慮する必要があるのではないか。

との両論をもとに議論を行ったところ、構成員からは、以下のような意見が示された。

- ・ 放課後等デイサービスには、学校と連動した支援の実施が求められる前提がある点からも、制度のあり方自体の議論を行った上で対象拡大を検討した方がよいのではないか。
- ・ 専修学校などの児童を排除することは余りいいことではない。学校と放課後等デイサービスの事業所がしっかりと連携することを条件に、専修学校なども対象に含めるべきではないか。
- ・ そもそも放課後等デイサービスとはどういうものなのかを改めて議論しないと、対象者の拡大にも影響してくるので整理が必要ではないか。
- ・ 学校との連携について多く指摘がされているが、そういうことが果たされ、十分な効果が得られるのか、慎重な議論が必要なのではないか。

## 【論点】

- 放課後等デイサービスの役割・機能の最も中心的なものは、本人支援(発達支援)であると考えられるところ、現行制度では、発達支援が必要であったとしても、学校教育法第一条に規定する学校(具体的には高等学校)に進学しなかった(できなかった)障害児は対象とならない。

このような、高等学校に進学しなかった(できなかった)18歳未満の児であって、通所による発達支援を特に必要とする障害児としてどのような具体像が想定されるか。

- また、上記に該当する障害児に対し、放課後等デイサービスにおいて発達支援を提供すべきか。また、その場合の留意点等はないか。

※ なお、現行制度では、児童発達支援は制度上18歳まで利用できることとされているが、令和3年3月の国保連データによると、利用児童の99%以上が7歳未満であり、児童の成長・発達支援に重要である同年代の児童同士の交流は困難である場合が多いと考えられる。

※ また、現行制度では、15歳以上の児の場合、児童福祉法及び障害者総合支援法によるいわゆる「者みなし」により、生活介護を利用することが可能であるが、同様に、同年代の児童同士の交流は困難であると考えられる。

※ 放課後等デイサービスは、総合的な教育を行う機関としての学校と連携し、学校教育と相まって障害児の自立を促進するものとして位置付けられ、ガイドラインにおいても放課後等デイサービス事業所と学校との連携するための取組(※2)を行うことを求めているが、こうした学校等との連携の必要性等についてどのように考えるか。

(※2)放課後等デイサービス計画と「個別の教育支援計画」の内容を共有し合う、送迎時の対応についての事前調整、学校への行事の積極的な参加等。